⑾　次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。

①　単独申込みの場合は、次のイ及びロの条件を満たすこと。

イ　施工実績　平成15年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事１及び同種工事２の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。以下同じ。)

・同種工事１　主要用途オフィス、高さ125ｍ以上、延床面積100,000㎡以上の施設建築物の建設工事

・同種工事２　人口集中地区（平成22年度国勢調査ＤＩＤ地区）におけるＲＣ又はＳＲＣ造５階建以上の建築物除却工事

ロ　設計実績　以下ａ及びｂの条件を満たすこと又は以下ａからｃの条件を満たす者に実施設計を行わせる事ができること。(設計共同体としての設計実績は、代表者のものに限る。以下同じ。)なお、以下ａからｃの条件を満たす者に実施設計を行わせる場合、当該者は申込者の一員とし、共同企業体の一員とはしない。

ａ　一級建築士事務所登録のある者。

ｂ　日本国内において、平成15年度から公告日の前日までに工事完了した「主要用途オフィス、高さ100m以上、延床面積50,000㎡以上の施設建築物」の設計実績のある者。

ｃ　当機構東日本地区における平成25・26年度「建築設計」に係る一般競争参加資格の認定を受けている者。

②　共同申込みの場合は、次のイ及びロに掲げる条件を満たすこと。

イ　施工実績

ａ　共同企業体の代表者は①イの同種工事１の実績を有すること。

ｂ　共同企業体の構成員のうちの１者が同種工事２の施工実績を有すること。

ｃ　共同企業体の代表者以外の構成員については、平成15年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事３の施工実績を有すること。

・同種工事３　主要用途オフィス、高さ100ｍ以上、延床面積50,000㎡以上の施設建築物の建設工事

ロ　設計実績　構成員のうちの１者又は共同企業体として上記①ロを満たすこと。

⑿　「除却工事」及び「建物工事」に次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。(共同申込みの場合は、共同企業体の全ての構成員が配置できること。)

なお、「除却工事」の配置技術者と「建物工事」の配置技術者は兼任できるものとし、配置技術者を兼任する場合は①に掲げる基準を全て満たし、兼任しない場合は②に掲げる基準を全て満たすこと。

①　「除却工事」と「建物工事」の配置技術者を兼任する場合

イ　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

ロ　平成15年度から公告日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあっては⑾①イの同種工事１について、元請けとして従事した経験を有する者。(共同申込みの代表者以外にあっては、⑾②イｃの同種工事３に掲げる工事について、元請けとして従事した経験を有する者。)

なお、「経験を有する者」とは、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たす者とする。

ａ　対象工事の契約時点で、イの資格を有していること。

ｂ　対象建築物の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

ハ　平成15年度から公告日の前日までの期間に、⑾①イの同種工事２について、元請けとして従事した経験を有する者であること。(共同申し込みの場合、構成員のうちの１者でよい。)

なお、「経験を有する者」とは、ロと同じ。

ニ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ホ　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書、資料及び見積書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

②　「除却工事」と「建物工事」の配置技術者を兼任しない場合

１）除却工事

イ　一級建築士又は１級建築施工管理技士もしくは１級土木施工管理技士の資格を有する者。

ロ　平成15年度から公告日の前日までの期間に、⑾①イの同種工事２について、元請けとして従事した経験を有する者であること。(共同申し込みの場合、構成員のうちの１者でよい。)

なお、「経験を有する者」とは、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たす者とする。

ａ　対象工事の契約時点で、イの資格を有していること。

ｂ　対象建築物の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

ハ　①ニと同じ。

ニ　①ホと同じ。

２）建物工事

イ　①イと同じ。

ロ　①ロと同じ。

ハ　①ニと同じ。

ニ　①ホと同じ。

⒀　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

②　施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。)がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

⒁　平成23年４月１日から資料の提出期限までの間に当機構が東日本地区で発注した工事種別「建築」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が68点未満である者については、次の条件を満たしていること。

・当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

・当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⒂　低入札価格調査対象となった場合には、上記⑿に掲げる全ての基準を満たす専任の技術者を（共同申し込みの場合は共同企業体として）１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

⒃　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、⑴から⒂をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①及び②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

①　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては、30%以上、３者で構成される場合にあっては20%以上であること。

②　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

⒄　共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、下記６⑷の資料の提出に先立ち、当機構指定様式による「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。(事前にシステム上の登録が必要なため、資料提出期限日の一週間前までに提出してください。)

なお、下記６⑷の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。